

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00211919

2024年1月24日

発信課	地域振興部都市計画課
担当者	岡田, 大淵
連絡先	電話 25-9851
	FAX 27-3466
	E-mail tosi_kei@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日程	令和6年1月24日 ~ 令和6年2月13日
発表項目 (行事名)	「バス運賃（留萌旭川線）変更に伴う市民の意見を聴く会」（沿岸バス株式会社）
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>道路運送法第9条第4項の規定に基づく協議運賃の実施により、沿岸バス株式会社の運賃を変更することについて、市民等の意見が反映されるよう、同条第5項の規定により「バス運賃（留萌旭川線）変更に伴う市民の意見を聴く会（沿岸バス株式会社）」を次のとおり開催します。</p> <p>日時 令和6年2月15日（木） 「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会（道北バス株式会社）」（開始時間：午後6時）の終了後</p> <p>場所 旭川市7条通9丁目 旭川市民文化会館大会議室</p> <p>詳細 添付データのとおり</p>
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道（取材）に当たってのお願い	開催当日は、旭川市民の消費生活を守り高める条例に基づき、道北バス株式会社の運賃値上げに関する「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会」も実施されます。
備考	

「バス運賃（留萌旭川線）変更に伴う市民の 意見を聴く会」（沿岸バス株式会社）について

※意見を述べる方を募集します

道路運送法第9条第4項の規定に基づく協議運賃の実施により、沿岸バス株式会社の運賃を変更することについて、市民等の意見が反映されるよう、同条第5項の規定により「バス運賃（留萌旭川線）変更に伴う市民の意見を聴く会（沿岸バス株式会社）」を次のとおり開催します。

◆ 日時	令和6年2月15日（木） 「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会（道北バス株式会社）」（開始時間：午後6時）の終了後
◆ 会場	旭川市7条通9丁目 旭川市民文化会館 大会議室
◆ 参加申込方法	意見を述べようとする方は、来庁若しくは電話により、又は住所、氏名、電話番号及び代読希望の有無を記載した書類を郵送、FAX若しくは電子メールにより提出し、お申し込みください。なお、書面での意見も受け付けます。
◆ 申込締切	令和6年2月13日（火） 午後5時15分 （郵送の場合は、令和6年2月13日（火）必着分まで）
◆ 申込先	旭川市6条通10丁目 旭川市第3庁舎3階 旭川市地域振興部都市計画課 電話25-9851 FAX27-3466 電子メールアドレス tosi_kei@city.asahikawa.lg.jp 受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までです（FAX及び電子メールは常時受付）。
◆ 定員	意見を述べる方の人数は制限しません。
◆ 意見を述べる時間	意見を述べる時間は、1人3分以内とさせていただきます。
◆ 傍聴	事前に申し込む必要はありませんが、多数の場合は会場の都合により傍聴できないことがありますので御了承ください。
◆ その他	本会は、広く市民の皆様の意見を聴く場です。沿岸バス株式会社が主催する説明会ではないため、質問又は討論に当たる発言は御遠慮願います。また、協議運賃の通知内容につきましては、旭川市地域振興部都市計画課へお問い合わせください。